

# 第140回宮崎県都市計画審議会会議録

日時：平成30年3月23日（金）

10：00～11：47

場所：宮崎県庁 本館講堂

午前10時00分開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第140回宮崎県都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます県土整備部都市計画課課長補佐の岩下でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、審議会委員16名のうち10名の御出席をいただきまして、会議開催要件の過半数を満たしておりますことを御報告させていただきます。

なお、本日は、議案第2号から第5号の都市計画区域マスタープランの変更について調査・検討をお願いしております都市計画審議会専門委員会委員長に御出席をお願いしておりますので、ここで御紹介させていただきます。

都城工業高等専門学校教授・林田義伸専門委員会委員長でございます。

また、本日御出席いただいておりますその他の委員の皆様への御紹介は、お手元の委員名簿にかえさせていただきます。

なお、所用により2号委員の出席がかないませんでしたことから、事前に内容について説明させていただきました。その結果、本日御出席の委員の皆様への審議結果に一任する旨、回答いただいておりますことを申し添えさせていただきます。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

先ほどの「第140回宮崎県都市計画審議会出席委員名簿」、「会議次第」、青色のドッチファイル、都市計画審議会関係法令をとじ込んだ黄色のファイルをお配りしております。続いて、事前にお配りしております議案書と、議案第1号に関する資料1-1と赤色のファイル、議案第2号から第5号に関する資料2-1から2-6をお配りしております。不足している資料はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。なお、青のドッチファイルと黄色のファイル、赤色のファイルにつきましては、審議会終了後回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして、出口会長に御挨拶をお願いいたします。

○出口会長 おはようございます。年度の一番押し迫ったこの時期に第140回都市計画審議会ということで、よろしくお願いいたします。

いろいろ調べてみますと、昭和の60数年、平成30年、その前から、約100年程度この都

市計画の歴史があり、当初は宮崎都市計画地方審議会と呼んでいたようです。そのころの皆さんが都市づくりのためにいろいろ奮闘され、また、大きな戦争の後、復興をしたり、県下のいろいろな都市の計画を立て、実施してきております。

そういう流れの中で、きょうは、議案第2号から第5号まで、区域マスタープランという新しい制度の流れの中で都市計画の方針を決めて、それを実施していくという大事な節目でもあります。昨今の防災あるいは高齢化ということでまちの形を少しずつ変えていかなければいけない。一方で、脈々と続く、時間のかかる都市計画の流れを大事にしながら進めていかなければいけないという、そういう方針の時期であります。

桜の開花がことしは少し早いようで、飛び立つ人たち、また次に出会う人たち、そういう時期になります。きょうは、1号から5号議案まで皆さんの忌憚のない御意見をいただいて、形あるよいものにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局 出口会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。出口会長、よろしく願いいたします。

○出口会長 では、初めに、議事録署名委員を指名させていただきます。今回は、山田委員と松原委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。どうぞよろしく願いいたします。

本日の議事の進め方につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 お手元にあります会議次第をごらんください。

本日の議事は、一般案件としまして、中央西通線における都城広域都市計画道路の変更が1件、そのほか、都市計画区域マスタープランの変更が4件ございます。なお、本県では、現在、18の都市計画区域ごとにマスタープランを策定しており、これまでの審議会で御報告させていただいているとおり、6つの圏域ごとにまとめて策定することとしておりますが、本日は、中部圏域及び東臼杵・西臼杵圏域を除く4つの圏域を御審議いただきます。残りの2つの圏域につきましては、国との事前協議が調い次第、次回以降の都市計画審議会で御審議いただくこととしております。

今回の議案でございますが、会議次第のとおり、議案第1号として、都城広域都市計画道路（中央西通線の変更）、議案第2号として、北諸県圏域都市計画区域マスタープランの変更、議案第3号として、南那珂圏域都市計画区域マスタープランの変更、議案第4号として、西諸県圏域都市計画区域マスタープランの変更、議案第5号として、児湯圏域都

市計画区域マスタープランの変更、以上5件につきまして本日御審議をよろしくお願いたします。

説明の流れとしましては、初めに、都城広域都市計画道路の変更に関して説明いたしまして、御意見をいただき、その後に、区域マスタープランについて、前回までの御指摘、御意見に対する修正事項を説明し、それぞれ御意見をいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○**出口会長** ただいま提案がありましたように、1号議案について先に審議し、その後、2号から5号までを一括審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** では、この進め方に従って議事に入りたいと思います。

まず、事務局より、議案第1号について説明をよろしくお願いいたします。

○**事務局** まず初めに、議案第1号についてでございますが、意見書が2通提出されております。都市計画法第17条第2項の規定に基づき、提出された意見書につきましては、同法第18条第2項により、都市計画審議会に提出しなければならないこととなっております。この意見書につきましては、その意見の内容から個人を特定することができるものと思われるため、個人情報の保護の観点から、会議を非公開とすることができます。会議の公開・非公開につきましては、宮崎県都市計画審議会運営規則第9条により、会長が会議に諮っていただき、定めることとなります。非公開となった場合には、傍聴者並びに報道関係の方には一旦退室していただき、今回提出されました意見書の要旨の説明、並びにその意見に対する都市計画決定者であります県の見解につきまして御説明させていただきます。その後、委員の皆様から御質問、御意見を承りました後に、再度、傍聴者並びに報道関係の方には入室していただき、議案第1号の議決を行うという方法で審議を進めさせていただきますと考えております。

以上でございます。

○**出口会長** ただいま事務局から説明がありましたように、意見書については、個人が特定されて不利益をこうむるおそれがありますので、非公開ということで審議をさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** 異議がないようですので、議案第1号の審議のうち、意見書に関する審議につきましては非公開とさせていただきます。

それでは、改めて審議に入っていきたいと思いますので、事務局から引き続き説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第1号について御説明いたします。

議案書は、4ページから6ページになります。前方のスクリーンをごらんください。

この案件は、都城広域都市計画道路中央西通線の変更についてでございます。

まず、中央西通線の位置を御説明いたします。

こちらは、都城市役所を中心とした広域の地図でございます。中央西通線は、国道10号と国道223号を結ぶ主要地方道御池都城線の一部でございます。今回変更する箇所は、国道10号に近い赤丸の部分でございます。

こちらの図は、中央西通線周辺の都市計画図でございます。国道10号が都城の中心部を南北に縦断しています。また、JR日豊本線がこのように市街地を縦断しております。都城駅、西都城駅がこちらでございます。都城市役所がこちらでございます。都城市が中心市街地活性化対策として整備している中心市街地中核施設「Mallmall」と書いて「まるまる」と呼ぶ施設がこの位置でございます。

中央西通線は、都城市役所の約1km北側にあり、中心市街地中核施設「Mallmall」からは約100m北に進んだところにあります。中心市街地近くに位置しております。国道10号と西之前通線を結ぶ補助幹線道路として、延長890m、代表幅員11mで都市計画決定されています。変更する箇所は、この約320mの区間でございます。

こちらの図は、変更する箇所周辺を拡大した図でございます。青色の道路が中央西通線でございます。今回変更する区間は、緑色で示しております都市計画道路大王通線、中原通線が交差する区間でございます。周辺には大王小学校や小松原中学校がございしますが、中央西通線には歩道が整備されていないために、歩行者や自転車通行者にとって危険な区域となっており、平成23年から平成27年までの5年間に23件の交通事故が発生しております。また、1日当たりの交通量が約1万台あり、交通量が多い道路でございますが、朝夕の通勤・通学の時間帯には交通渋滞が発生しています。

変更する箇所を拡大した図で詳しく御説明いたします。こちらの赤線が中央西通線でございます。変更する区間は、JR日豊本線の高架橋付近の交差点から岩脇橋付近までの約320mです。この区間につきましては、幅員が11mで都市計画決定されておりますが、現在の状況を解消するために必要となる道路構造について検討してまいりました。検討の結果、赤で着色した部分を都市計画道路区域として追加したいと考えております。

次に、変更区間約320mを拡大した平面図でございます。現在の都市計画道路としましては、大王通線がこのようにあり、それと交差する形で中央西通線があり、中央西通線に接続する形で中原通線が決定されております。今回の変更で中央西通線を黒点線から赤線に変更したいと考えております。また、一部重複する形になる中原通線に関しては、中央西通線の変更に伴い、このような形で都城市が都市計画を変更する予定となっており、既に市の都市計画審議会の変更の方針が諮られ、承認されております。

それでは、現在の道路の状況とあわせて、区域を変更する理由を御説明します。

中央西通線は、主要地方道御池都城線として青線の道路区域で供用されております。現在の道路の幅員は、車道3mが2車線、路肩が2.5mで、全幅は11mでございます。歩道はなく、歩行者・自転車はこの路肩を通行しています。この道路を赤書きのような道路に改良したいと考えております。交差点部には右折車線を設け、変更区間全てに自転車歩行者道を設けることとしています。その結果、緑色の線を新たな都市計画道路の区域とする計画です。

区域を広げる目的としましては、大きく2つございまして、交通渋滞を解消するため交差点部に右折車線を設けること、あわせて、歩行者・自転車の安全を確保するため自転車歩行者道を設けることでございます。そのほか、交差点などでは幅が広がる場所がございますが、こちらは、各道路からの左折がしやすいよう隅切りを設ける箇所や左折導流部を設ける箇所でございます。

それでは、交差点部に右折車線を設置する理由としまして、この①の場所から撮影した写真をごらんください。通勤・通学時間帯の大王交差点の写真です。右折車線がないため、上下1車線の道路に車が3台並ぶことになり、円滑な交通の流れが阻害されています。直進する車は右折する車をよけるために低速で走行することになりますので、交通渋滞が発生しております。また、右折車をよけて路肩を走行していることから、歩行者・自転車に危険が及ぶおそれがあります。右折車線を設けることによって交通渋滞の解消に努めたいと考えております。

次に、自転車歩行者道を確保する理由としまして、この②の場所から撮影した写真をごらんください。現在は自転車歩行者道がないため、路肩の部分を走行している自転車のすぐ横を自動車が走っています。自転車が走行している路肩の部分には電柱もありますので、歩行者とすれ違う際には車道へはみ出してしまうことも考えられます。このような危険な状況も見られることから、自転車歩行者道を確保し、歩行者及び自転車が安全に通行でき

るようにしたいと考えております。

それでは、どのように都市計画道路区域を変更することになるのか、御説明いたします。

図の上段は、現在の道路の幅員です。先ほどもお話ししましたが、車道幅員3mが2車線と路肩2.5mで全幅が11mとなっております。これに対し、下段は、現在の都市計画決定されている道路の幅員です。車道幅員3mが2車線、路肩の幅は0.5m、歩道の幅は2mの全幅11mで決定しておりました。

続きまして、今回審議していただく変更案を見ていただきます。上段が現計画幅員ですが、下段の変更案をごらんください。変更案では、交差点が連続することから、変更区間全線にわたり右折車線3mを加えた車道幅員としています。また、歩道は、自転車歩行者道とするため、幅を3.5mとしています。その結果、道路の幅員は17mとなります。都市計画に定める事項として、種別及び車線数、その他の構造がありますが、幅員はその他の構造の一つです。幅員につきましては、路線を代表する幅員を定めることとしており、区間によって幅員が異なる場合には、区間の延長が一番長い幅員を代表幅員としております。

現在の中央西通線の都市計画道路の区域は、青線のようになっており、国道10号側から順次整備を進めているところです。中央西通線890mのうち、幅員11mの区間が一番長かったことから、代表幅員を11mとしておりました。今回の区間320mを変更することによりまして、赤線のように道路区域が変わり、区間ごとの幅員がこのようになります。この中で、幅員17mの区間が最も長くなりますので、代表幅員を17mに変更することとしております。また、代表幅員を変更することにより、都市計画道路の名称を変更することとなりますので、最後に、都市計画道路の名称変更について御説明します。

道路に関する都市計画において定める名称は、番号及び路線名とされています。番号の部分ですが、一番左は区分をあらわす数字が入ります。真ん中は幅員の規模を示す数字が入ります。一番右は当該都市計画区域ごとの区分ごとの一連番号となります。中央西通線の現在の名称は、幹線道路ですので、区分は3、現在の代表幅員は11mですので、幅員の規模は6、一連番号は63となっております、「3・6・63号中央西通線」です。今回の変更によりまして、幹線道路という位置づけは変わらないため、区分は3で変わらず、代表幅員が17mになりますので、幅員の規模は4とし、一連番号は3・4・65まで使用されていることから、使用されていない番号である66といたします。したがって、都市計画道路の名称を「3・4・66号中央西通線」と変更することになります。

議案第1号の説明は以上でございます。

○**出口会長** ありがとうございます。今、事務局から原案の説明がありました。これから当案件に対して提出されました意見書について説明いただきますが、傍聴者の方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないですね。では、このまま継続させていただきます。意見書の説明をよろしくお願いたします。

○意見書の内容から個人が特定できるものと思われるため、議事の要約を掲載  
(事務局)

- ・意見書の内容について説明。
- ・意見書を提出された方に対しての趣旨確認及び補足説明の結果、都市計画道路の変案について一定の理解をいただいた旨を報告。

(質疑応答)

○要約終わり

○**出口会長** よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

では、私から、意見書等を含めて提案させていただきたいのですが、事業化に当たっての補償の問題が明確にならないと、この沿道の特に意見を出された方々の不安が解消できないのではないかと思います。都市計画決定から具体の補償の話に行くまでには、事業計画、事業実施という次の段階があると思いますので、ここから提案ですが、今から申し上げますが、「事業の実施に当たっては、住民の理解を得られるように努めること」という意見を付して、この議案は原案どおりとさせていただいたらどうかという提案でございます。よろしいでしょうか。

では、再度申し上げますが、議案第1号は、「事業の実施に当たっては、住民の理解を得られるように努めること」という意見を申し添えて原案どおりといたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** では、ただいまの附帯意見を申し添えさせていただいた上で、原案どおりと決定させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○**事務局** 出口会長、ありがとうございました。

それでは、準備の都合がございまして、ここで5分間の休憩を入れさせていただきたい



と思います。11時20分に再開ということによろしゅうございますか。

○**出口会長** わかりました。11時20分に再開いたします。

午前11時15分休憩

午前11時19分再開

○**出口会長** それでは、次の議案の都市計画区域マスタープランの変更案件に移ります。

事務局からの説明の前に、都市計画審議会専門委員会の林田委員長より報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○**林田専門委員会委員長** ただいま御紹介いただきました、都城工業高等専門学校の林田と申します。本日の議案として審議いただきます都市計画区域マスタープランの概要を御説明いたします。

第130回宮崎県都市計画審議会で、区域マスタープランに関する調査・検討の指示が出されまして、私を含め9名の委員から成る専門委員会が設立されました。これまで、基本方針及び区域マスタープランに関する勉強会や10回の専門委員会を行い、パブリックコメントでいただいた御意見等も踏まえ、十分な検討を重ねてまいりました。今回、最後の案として取りまとめを行いましたので、審議会に提出させていただきます。詳細につきましては、事務局から説明していただきたいと思っておりますけれども、会長、よろしいでしょうか。

○**出口会長** ありがとうございます。委員長としていろいろな検討をしていただいたということですので、内容につきましては、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○**事務局** それでは、説明させていただきます。

議案第2号から第5号までの都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更につきまして御説明させていただきます。議案書は7ページから12ページでございます。

まず、お手元の資料の確認をお願いいたします。資料2-1がこれから御説明いたしますパワーポイントを印刷した資料です。資料2-2から2-5までが、順に、北諸県圏域、南那珂圏域、西諸県圏域、児湯圏域の4つの圏域の都市計画区域マスタープランの最終案でございます。資料2-6が、前回の都市計画審議会でのいただいた御意見の要旨と県の対応についてまとめた資料でございます。

それでは、ここからパワーポイントを基本に御説明いたしますので、前方のスクリーンをごらんください。

都市計画区域マスタープラン、以下、区域マスと申しますが、この区域マスタープラン

の改定につきましては、これまでも経過報告などを順次行ってまいりましたが、本日が正式な諮問でございますので、振り返りの意味で基本的なところから御説明させていただきます。説明の順序といたしましては、今回の区域マスの改定に関連する上位計画との関係、これまでの改定作業の経緯など、まず、基本的なところを先に御説明させていただきます。その後、今回の区域マスの改定内容についての御説明へと続けさせていただきます。その後、昨年12月に開催いたしました審議会でもいただきました御指摘への対応について説明させていただきます。

それでは、まず、今回の議案の対象であります4つの圏域について御説明いたします。県内には、赤い線で囲んでおります18の都市計画区域があり、それぞれの区域ごとに区域マスは作成しておりましたが、今回、6つの圏域にまとめて改定しております。このうち、今回の議案の対象としておりますのは、赤い枠で囲んでおります北諸県圏域、南那珂圏域、西諸県圏域及び児湯圏域の4つの圏域であります。残る2つの圏域、先ほど申し上げました中部圏域と東臼杵・西臼杵圏域につきましては、区域区分、いわゆる線引き制度を採用している都市計画区域がある圏域でございます。現在、線引きの変更もあわせて作業を進めている関係で、国との協議に少々時間を要しておりますことから、諮問は次回以降の審議会を予定しているところでございます。

次に、区域マスの位置づけについて御説明いたします。スクリーンは、区域マスとこれに関連する上位計画などを体系図で示しており、赤い枠で囲んだところが区域マスであります。上位計画として、本県の県政運営の指針であります宮崎県総合計画がございますが、この内容を踏まえ、県としての都市づくりの基本的な考え方を定める「都市計画に関する基本方針」を平成16年に定めており、昨年度改定を行ったところでございます。この基本方針に基づきまして、市町を超える広域的・根幹的なまちづくりの方針について、都市計画区域マスタープランとして県が定めることになっております。市町は、この区域マスに基づきまして、市町内でおおむね完結する、地域に密着したまちづくりの方針を市町マスタープランで定めることとなります。これらの区域マスや市町マスに即して個別の都市計画が決定されております。

区域マスは、概ね20年後の都市の姿を展望して都市計画の基本的方向を定めることとされております。ただし、市街化区域の規模などを決める区域区分については、概ね10年後の将来予測に基づいて定め、さらに、都市施設や市街地開発事業は、概ね10年以内に優先的に整備するものを整備の目標として定めることとされております。

人口減少、高齢社会など社会情勢の変化、さらには、東日本大震災を契機とする災害に強い都市づくりに対応するために、先ほども御説明いたしましたが、昨年度、基本方針の改定を行っており、この改定を受けまして、これまで審議会や専門委員会の委員の皆様にご意見をいただきながら、区域マスの改定作業を進めてきたところでございます。

次に、これまでの改定作業の経緯について御説明いたします。スクリーンは、これまで進めてまいりました改定作業のスケジュールでございます。当審議会は、一番上、水色の四角でございまして、赤く点滅しているところが本日の審議会でございます。また、有識者による都市計画審議会専門委員会は、中ほどのオレンジ色の四角でございます。これまでの審議会の開催経緯についてでございますが、一番左、2年前の平成28年3月、第133回審議会において区域マス改定の方向性について御報告したところから始まり、その後は順次、昨年12月の第139回審議会まで計7回、改定作業の進捗状況や検討内容等について報告を行ってまいりました。今後のスケジュールにつきましては、本日の審議会にて本案の御承認をいただきましたら、来月上旬には都市計画決定を行い、公表する予定でございます。

次に、専門委員会の開催経緯等についてでございます。

まず、専門委員会の委員の方々でございますが、先ほど御紹介のありました林田委員長を初め、都市計画、農業、防災、環境、法律、経済、建築、景観、福祉の9つの分野の委員についていただき、それぞれの御専門の立場からさまざまな御意見をいただきながら改定内容の検討を進めてきたところでございます。

次に、これまでの専門委員会の開催経緯についてでございます。3年前の平成27年3月の第1回専門委員会において、基本方針及び区域マスの改定の概要を御説明したところから始まり、その後、基本方針の改定作業と並行して、区域マス改定の方向性の検討や現行の区域マスの課題の整理、都市計画に関する現状の分析・検討を重ね、素案のたたき台を作成し、昨年8月の第9回専門委員会において改定素案を確定いたしました。その後、都市計画審議会の御承認のもと、9月下旬から1カ月間、パブリックコメントや2週間の公述人募集を行った後、11月の第10回専門委員会において、県民の皆様からいただいた意見を反映させた最終案を確定するまで、約3カ年にわたり改定作業を進めてきたところでございます。

続きまして、区域マスの主な改定内容について御説明いたします。

まず1つ目に、先ほども御説明しましたが、今回、6つの圏域ごとに区域マスを作成し

ております。これは、東九州自動車道を初めとする高速道路の開通など、社会資本の整備の進捗による土地利用の広域化が進んだことへの対応、市町村合併により、宮崎市、都城市、日南市などでは、1つの市に2つの都市計画区域がある状況が生じ、この行政区域の範囲と都市計画区域の範囲の逆転現象を解消する必要性が生じたため、より広域的な視点で6つの圏域ごとに区域マスを作成したものであります。この圏域の設定については、日常生活などで一体性のある広域的な地域を1つの圏域として捉え、基本方針や従来の区域マスにおいて設定している圏域に即し、6つの圏域を設定したところであります。

次に、主な改定内容の2点目といたしましては、基本方針を踏まえた内容の見直しであります。今回の基本方針の改定におきましては、人口減少や高齢社会への対応、地震・津波・火山など大規模災害への対応の2点が主な改定内容となっております。この2つの課題への対応を区域マスに反映するため、従来の区域マスに示された土地利用や都市施設などに関する主要な都市計画決定の方針を基本方針の改定内容に合わせて見直しをいたしました。また、具体的な方針につきましては、広域的・根幹的な観点を重視して見直しを行いました。

次に、以上を踏まえました各章の改定内容でございます。朱書きの部分が変更・追加する部分となります。構成は、従来の区域マスを踏まえつつ、基本方針の改定内容に合わせて必要な事項を盛り込んでおります。第1章で、県全体の方向性や将来の都市構造を示した上で、第2章では、圏域ごとにその方向性や将来の都市構造を位置づけております。なお、第1章の第2節では、圏域の位置づけを明確にするために、基本方針等に定める6つの圏域設定についてその考え方を補足追加して説明しております。第3章につきましては、従来の区域マスと同様に、線引きの選択や市街化区域の規模を位置づけております。第4章は、項目ごとの具体的な方針を定める部分ですが、基本方針の改定のポイントとなっております人口減少や高齢社会への対応を必要な部分に追加するとともに、地震・津波・火山など大規模災害への対応として、防災都市づくりに関する主要な都市計画決定の方針を追加しております。また、都市計画における県と市町の役割分担など、都市計画の推進に関する方針もあわせて追加しております。このほか、全般的に基本方針の改定内容に合わせて記載内容の見直しをしております。

以上が、区域マスの改定についての振り返りでございます。

次に、前回の審議会でもいただいた御指摘に対する対応について御報告いたします。

なお、こちらの修正内容につきましては、御指摘いただいた委員に事前に修正案の説明

をさせていただき、御承認いただいた上で、委員長にその結果を御報告させていただいております。その後、法定手続である案の公告・縦覧、及び市町への意見照会を2月から3月にかけてさせていただき、その結果、一般の方や市町からの意見はなかったことをここで御報告させていただきます。

修正内容の詳細につきましては、資料2-6で新旧対照表の形にまとめておりますので、そちらも御参照ください。

まず、第2章「都市計画の目標」の第3節、地域毎の市街地像についての御指摘でございます。スクリーンは、前回の審議会で報告をした案ですが、「人のまとまり」を形成する核となる市街地の位置づけについて、「中核的市街地」や「中心市街地」などの言葉について、違いがわかりにくいというパブリックコメントでの御意見を受けまして、「中核的市街地」と「中心市街地」について、「圏域の中心となる市街地」という表現に統一するという案でございました。

この案に対しまして、「中心」という表現は、それぞれの圏域で1つという印象があるが、複数の拠点がある圏域もあるため、混乱するのではないかという御意見をいただきました。この御意見を受けまして、「中心」という言葉は、一定のエリアに1つの核が存在するという印象があるので、区域マスでは、「中心」という言葉ではなく「拠点」というよりの確な言葉を統一して使用することとし、「圏域の拠点となる市街地」、「地域生活の拠点となる市街地」という表現に全圏域共通で修正を行いました。

もう一つ、前回の審議会でも御指摘いただきました、中部圏域の区域マスの第4章第1節、土地利用に関する都市計画の決定方針についての対応につきましては、資料2-6の2番に新旧対照表の形でまとめておりますが、今回の諮問の対象であります4圏域の区域マスとは別の圏域でございますことから、次回の審議会にて詳細を御説明させていただきたいと思っております。

議題の2から議題の5の区域マスの変更についての御説明は以上でございます。

御審議よろしくお願いたします。

○**出口会長** ありがとうございます。これまで何度か途中の報告をいただき、委員の皆さんのコメント、意見を反映させていただいて、専門委員会のほうでも議論して、最終的にこの4圏域の案が出てきております。どちらからでも結構ですので、御意見等をいただければと思います。

○**A委員代理** こちらの議案書の中身もお話しさせていただいていいですか。

○出口会長 はい。どうぞ。

○A委員代理 別に大きな意見ではないのですが、まず、北諸県圏域、18ページで、都市計画区域外における土地利用に関する方針ということで、インターチェンジ周辺云々と書かれて、一番下に、「また、新たに設置されるインターチェンジ付近において同様とします」と書かれています。この意味合いは、都城志布志道路のイメージかなと思っていますが、その道路の中で、都市計画区域外におけると書いてあるので、区域外で新たに設置される場所は実際あるのかなと、ふと疑問に思ったものですから。たしか都城の都市計画区域は南のほうは市境まで行っていたのでどうかなと思ったのですが、このあたり該当するようなものがありますか。今、自動車専用道路で整備されるのは、この圏域では都城志布志道路だけかなというイメージ。違う事業をやるよというのであれば、それは違ったイメージなのでしょうが。

○事務局 区域外にインターチェンジが配置されるかどうかについては、今、確認がとれませんが、詳細について確認させていただいた上で、もし都市計画区域外にはないということであれば、若干の修正は検討させていただこうと思います。

○A委員代理 もう一点よろしいですか。日南関係のマスタープランがありますが、資料2-3の10ページで、工業拠点とか流通業務拠点というものがあって、先ほどの北諸県のほうは高速道路のインターチェンジの云々と書かれています。こちらのほうも3月11日に日南北郷から日南東郷まで供用しましたので、この区域の中に入っています。物流の拠点とか工業の拠点として高速道路の位置づけみたいなものをもし書けるのであれば書いていただいたほうが。地域としては重要な交通の骨幹になると思っていますが、そのあたりあえて書かれていないのか、それとも抜け落ちているのかということです。

○出口会長 いかがでしょうか。10ページの2の拠点というところの表現は、高速道路の部分は含まれているのか、あるいは内容について加える必要があるのか。

○事務局 現状としては、流通業務拠点等の位置づけにつきましては、各市町に意見照会した上でこういう形で配置しております。日南市、串間市のほうにも再度見解をお伺いさせていただこうと思います。

○A委員代理 すみません、もう一点。20ページの一番下に丸で道路と書いてありまして、日南串間線というのは、将来の道路として都市計画決定していただいた部分だと思いますが、東九州自動車道の日南東郷から油津までの間も都市計画道路で決定されていたと思いますが、その記述はあえて抜いてあるのですか。どういう取り扱いになっているのかとい

うところでは。

○事務局 日南串間線の中に含まれております。

○A委員代理 わかりました。

○出口会長 では、今の意見について、北諸圏域については、18ページの「また」の部分の明記は必要かどうかという確認、南那珂圏域については、拠点の部分の漏れがないか等を確認ということで、事務局のほう、よろしいでしょうか。

○事務局 そのようにさせていただきます。

○出口会長 その辺の記述につきましては、事務局と私のほうで調整させていただいて、微小な変更につきましては、私のほうに一任させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○出口会長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

御意見がないようでございますので、議案第2号、3号、4号、5号につきましては、審議会の御意見を受けて事務局において対応していただき、基本的にこの内容については異議なしということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○出口会長 では、議案第2号から第5号については、原案どおりといたします。

○事務局 出口会長、どうもありがとうございました。

それでは、最後に、今回が今年度最後の審議会となりますので、都市計画課長の中村から委員の皆様にお礼の御挨拶を申し上げます。

○中村都市計画課長 都市計画課長の中村でございます。本日は、年度末のお忙しい中、出口会長初め委員の皆様方、そして、専門委員会から林田委員長にも御出席いただきまして、熱心に御討議いただき、厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

本日は、大きく2点、1つは、中央西通線の変更ということで、附帯意見にもございましたように、事業を進めるに当たりましては、しっかりと地域住民に寄り添いながら進めてまいりたいと考えております。また、区域マスタープランにつきましては、全6圏域あるうち4圏域は、少し表現、手法の話がございましたけれども、御承認いただいたということで、残る2圏域の中部圏域、東臼杵・西臼杵圏域につきましては、引き続き、委員の皆様方の御意見をいただきたいと思いますと考えております。来年度の5月ごろかと思いますが、日程等につきましては調整させていただきたいと考えております。

先ほど出口会長からありましたように、本年度最後ということでございまして、委員の

皆様方にはこの1年間本当にありがとうございました。本県の都市計画行政につきまして今後とも御指導、御協力をお願いすることを申し上げまして、甚だ簡単でございますが、私の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○事務局 それでは、以上をもちまして、第140回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。

午前11時47分閉会